# 職としての 頭のあり方

②副校長・教頭の基本となる専門性として、校長の意志決定や職員指導を補佐する ①副校長は、組織的・機動的な学校運営、組織運営体制や指導体制の充実を図るた めに置くことができるとされた。教頭と違い、校長権限の一部を委譲できる。

げられる。その機能を発揮するために、企画者・組織者など五つの役割を心がけ 補佐機能と、教育活動実践の一連の循環過程を調整するなどの校務整理機能があ

対応のポイン

るとよい

③校長のパートナーとして学校経営を改革する力が求められる。縦のかかわりにお た、心を開いて教職員や保護者・住民にかかわっていく水平機能の発揮も大切で いて、トップダウンとボトムアップを工夫する垂直機能の発揮が大切である。ま

定男 橋本

副校長と教頭

まず、

副校長が生まれるまでの経緯を

る。 学校に準用する が大多数というナベブタ型組織に対し 提示された。背景に、管理職が校長・教 月一〇日)において副校長・主幹教諭 理する(表1)。なお、この規定は、 あって、義務づけではない。 はいずれの職も「置くことができる」で を置くことができるようになった(二〇 長・主幹教諭・指導教諭という新たな職 正され、幼稚園、小・中学校等に副 的な体制づくりをめざすという動きが出 難になっているとの認識がある。 頭だけの体制では責任ある学校経営が 指導教諭という職を置くことができると 育制度の改正について」 (二〇〇七年三 法の改正を受けて緊急に必要とされる教 ○八年四月一○日施行)。ただし、 てきた。こうして、学校教育法が一部改 校長・教頭以外に職位の差がない 続いて中央教育審議会答申「教育基本 日 そこで学校教育法三七条の条文を整 指揮系統のある、より機動的・効 法改正の通知(二〇〇七年七月 副校長と教頭はどう違うかをみ に副校長等の職の設置に関する (四九条)。

○校長のリーダーシップの 校の組織運営体制や指導体制の充実を 図るため、 機動的な学校運営が行われるよう、 ……置くことができること 組 織的 留意事項がある。

### 表 1 学校教育法37条抜粋

37条 2 項 小学校には副校長,	37条1項 小学校には,校長,教頭,
主幹教諭, 指導教諭, 栄養教諭そ	教諭,養護教諭及び事務職員を置
の他必要な職員を置くことができ	かなければならない。
る。	7項 教頭は、校長(副校長を置く

3項 ……副校長を置くときその他 特別の事情のあるときは教頭を ……置かないことができる。

副校長

- 5項 副校長は、校長を助け、命を 受けて校務をつかさどる。
- 副校長は、校長に事故がある ときはその職務を代理し、校長が 欠けたときはその職務を行う。

教頭

幹等の管理職を新設し、学校の適正な管

運営体制を確立する」と提言した。

- 小学校にあつては,校長及び副校 長)を助け、校務を整理し、及び 必要に応じ児童の教育をつかさど る。
- 8項 教頭は、校長(副校長を置く 小学校にあつては,校長及び副校 長) に事故があるときは校長の職 務を代理し,校長(副校長を置く 小学校にあつては,校長及び副校 長) が欠けたときはその職務を行

表 2 	
副校長	教頭
<ul><li>○校長から命を受けた範囲で校務の 一部を自らの権限で処理すること ができる</li><li>○授業などの具体的教育活動を行い 得る</li></ul>	○校長を助けることの一環として校務を整理するにとどまる (○必要に応じ児童の教育をつかさどる)
○副校長と教頭を併せて置く学校においては,教頭は校長及び副校長を補佐 する	

学 れている。整理すると表2のようになる。 0 副校長等は、 きる職であり、その設置については、 そして、 断されるものであること 学校や地域の状況を踏まえ、 副校長と教頭の区別が明記さ 任意に設置することがで 適切に判

43 教職研修 2010.4

## 期待と課題

従来から教頭には専決事項があり、校長の職務権限の一定の事項について校長の在・不在にかかわらず決裁できたが、これは校長の決定権や管理権の委譲を意とがら任された校務について、自らの権限で処理できることとなっている。副校民は校長の権限の一部を委譲できるので、教頭を「副校長」に変更し、権限を限で処理できることとなっている。副校民は校長の推展の一部を委譲できるので、教頭を「副校長」に変更し、権限を限で処理できることとなっている。副校長は校長の権限の一部を委譲できるので、教頭を「副校長」に変更し、権限を財政という動きが実際に始まっている。

営に専念できる。 営に専念できる。 ②校長は、権限の一部を副校長に委 本的な学校運営をすすめることができ る。③校長は、権限の一部を副校長に委 率的な学校運営をすすめることができ 本のな学校運営をすすめることができ 本のな学校運営をすすめることができ 本のな学校運営を重演し、より機動的・効 取り組むことができる。②学校組織にお でき ののような期待もある。①副校長とし

や特別支援学校のいずれかに副校長を配二〇〇九年四月一日現在で小・中・高校現状はどうか。新聞社の調査によれば、

を著しく制限した例がある。②副校長が

ある。そのため、

自身自らが教師のよき

識に大きな差があり、

学校経営への参画

①副校長育成について、校長によって意

ほかに次の二点の問題も目を引いた。

二〇〇九年一一月二日付け)。 二年目の宿題だとしている (『朝日新聞』 型をピラミッド型にすることへの抵抗 材確保に苦慮する例を紹介し、ナベブタ 材確保に苦慮する例を紹介し、ナベブタ をいう。また、降任を願う例や昇任の人という。また、降任を願う例や昇任の人という。また、降任を願う例や昇任の人という。

る。権限の不足を問題とするよりも、校あいた。を見んでいないという結果であいるり方検討委員会、二〇〇八年)では、のあり方検討委員会、二〇〇八年)では、のあり方検討委員会、二〇〇八年)では、のあり方検討委員会、二〇〇八年)では、のあり方検討委員会、二〇〇八年)では、のあり方検討委員会、二〇〇八年)では、のあり方検討委員会、二〇〇八年)では、のあり方検討委員会、二〇八年)では、のあり方検討委員会、二〇八年)では、のあり方検討委員会、二〇八年)では、のあり方検討委員会、一〇八年)では、

題がある」と分析している。
管成を十分できなかったりすることに問営に主体的に参画できなかったり、人材とは、多性を適正に行使できず、学校経る職務権限を適正に行使できず、学校経る、多性さなどから、「現在有す

れない例がある。断し、副校長の職務権限が十分に行使さ建言をしても校長がいっさい聞かずに判

## 専門性と改革力

平機能と垂直機能の発揮となる。 学校現場では校長――副校長、校長――教頭など多様である。 存れは水中を進んでいる現在、とくに求められて中を進んでいる現在、とくに求められて中を進んでいる現在、とくに求められて中を進んでいる現在、とくに求められて中を進んでいる現在、とくに求められて中を進んでいる現在、とくに求められて中を進んでいる現在、教育改革期の場合、両者で学校改革力の発揮である。それは水

# (1) 基本の専門性

ントがある。 る。補佐機能の発揮である。二つのポイ 校長を助けることが第一の職務であ

建言する。

・
は、自己の意見等を開陳、
・
の校長の「意志決定」を補佐する。
適切

「指導・助言」が重要な監督権の内容でとくに教師の専門性を助長するためのする。なる。

図 1 副校長・教頭の基本の専門性 次の職務が校務を整理する・つかさど

企画者 組織者 指導・助言者 調整者 (職務代理者) 実務者 補佐機能 校務整理機能

図 2 パートナーとしての学校改革力

学校経営改善・分掌管理

であることが、 相談相手となり、 の発揮となる。 とりもなおさず補佐機能 助言者であり、 指導者

が存在しなければならない。その機能を、 において仕事を整え正していく調整機能 ちらも校務整理機能の発揮である。 自己の管理業務として中心的に果たして 画 るである。権限の違いがあるものの、 いくのである。教育課程の実施が典型に 経営の流れのうえで発揮される。 学校には、Vision(構想)—Plan ―Improve(改善)という循環過程 —Do (実践) —Check(分析・ 企

なる。

⑤実務者である。ことによって、 ②組織者、 けたい力量を姿にしている。 にこなすことを心がけるとよい。 施設・事務管理 教育計画・学校評価 ③指導・助言者、 水平機能 の役割を適切 かわる力量を る。それにか いうことにな 次の五 るた

理者になることもある(図1)。 ①企画者 **④調整者** 職務代

## 学校改革力

るやり方を身につけていく。校長とミド 欲に裏打ちされた、 やり方を工夫する。 して「トップダウンとボトムアップ」の 方針や構想を実現するために、 の発揮が求められている。 校改革のパートナーとしての学校改革力 まず、垂直機能の発揮がある。 基本の仕事を土台に、さらに校長の学 自身の信念と熱 職員をその気にさせ 職員に対 校長 い意 0

外部連携・情報発信 (= 開かれた学校づくり) 危機管理 研修指導・服務指導・相談 垂直機能

> 門性の発揮と ることが、 適切に発揮す 務整理機能 補佐機能 このような 味となる。 例にあるとおり、 する機能である。 ij ダー、

> > 員や

醍

職員の縦方向関係を円滑に これは、先の東京都 この職務の魅力・

身につ め 0 る。 保護者・地域住民あるいは子どもたち ている (図2)。 務状況や健康状況の把握などは、 な推進、 よる授業や学級経営・研修活動等の円滑 ったかかわりができるかどうかにかか ム対応、 心を開いてかかわっていくことであ 開かれた学校づくりや保護者クレー 事故などの危機管理、 学校評価や結果公表、服務・ 水平機能の発揮である。職

教職員に

腹を割

機能の統合・交差が大切になる。 味となる。 育成につながり、 先の基本の専門性と重なるが、 学校改革には水平機能と垂 この職の魅力・ 教職員 醍醐

### 〈参考文献〉

②露口健司 ③新潟県教育関係法令研究会 ①髙階玲治編 活協同組合 学校の管理運営』二〇〇九年、 〇八年、 ト」力」二〇〇五年、ぎょうせい。 大学教育出版 **『学校組織のリーダーシップ』二〇 『学校を変える「組織マネジメン** 『平成二一年度版 新潟県学校牛